主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人坂東克彦および被告人が差し出した各控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、いずれもこれを引用し、これに対して当裁判所は、次のように判断をする。

弁護人の論旨第一点および被告人の論旨(いずれも事実誤認)について。 原判示事実は、原判決がかかげた証拠により、十分に認めることができ、記録を 精査しても、原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実誤認の疑いはない。

そこで考察するに、原判決挙示の証拠中、証人A、同Bの原審公判廷における供述を総合すれば、

- (一) 歩行者である老人は、横断歩道によつて、C通りから、D公園入口に向けて車道を横断するため、歩道から横断歩道に二、三歩足をふみ出したが、被告人の車を先頭に十数台の車両が進行してくるのを見て、その場に一時停止したものの、その際別段歩道上に引き返すような素振が見受けられなかつたことが、明らいであり、右事実に徴すれば、右老人は、横断歩道によつて、C通りからD公園入口に向けて車道を横断しようとしたものであるが、被告人の車を先頭に十数台の車に向けて車道を横断しようとしたものであるが、を見極めるため、一時停止したにすぎないものであつて、歩道上に引き返すような素振を見せる等外見上明らかに横断の意思を放棄したと見受けられるような動作その他の状況が認められないにと、直ちに横断の意思を一時放棄したものとは認められないこと、
- 以上、直ちに横断の意思を一時放棄したものとは認められないこと、
 (二) 被告人は一時停止することなく、歩行者である右老人の直前一・五米ないし二米のところを通過したこと、
- (三) 右老人が立止つていた個所のすぐ先の左側には貨物自動車が停車していた、事実がなかつたこと、
- (四) Aは、被告人および右老人の行動を近距離から現認し、被告人が横断歩道直前での一時停止を怠つたものと認めたので、同人を検挙したものであること、をそれぞれ認定することができ、右認定に反する被告人の原審公判廷における供述は、信用することができないから、右主張を採用することができない。論旨は理由がない。

弁護人の論旨第二点(法令適用の誤り)について。

所論は、道路交通法第七一条第三号にいわゆる、横断しようとしているとき」といる。 は、歩行者が横断意思を有し、現実にその外形的行為、状況からその意思がしない。 に感知せられる場合をいうものであるところ、前述のように、本件をさしい。 な待てば信号の変化により、車の進行がとだえるので、それまでもとさいまり、 本で右法条を適用するのは誤りるとき、所論のあることがであるといったも見であるととさい。 は、あるとき、というでには、 の動作その他の状況から見て、その者に横断しようとは、 のまま横断のも見受けられる場合を指称するものであるが、 を要旨〉からも見受けられる場合を指称するものにすぎず、 であると考え、その安全を見極めるためにしたものにすぎず、 であると考え、その安全を見極めるためにしたものにすぎ、 であると考え、その安全を見極めるためにしたものにすぎ、 であると考え、その安全を見極めるためにしたものにすぎ、 であると考え、その安全を見極めるためにしたものにすぎ、 であると考え、その安全を見極めるためにしたものにすぎ、 であると考え、その安全を見極めるためにしたものにすぎ、 であると考え、そのさとに の場合は、 の場合は、 の場合は、 の場合は、 のままである。 そこで右主張も またこれを容れることができない。論旨は理由がない。 よつて、本件控訴は理由がないから、刑事訴訟法第三九六条により、これを棄却 することとして、主文のように判決をする。 (裁判長判事 河本文夫 判事 東徹 判事 藤野英一)